

令和3年度 第2回 堺市男女平等推進審議会（第43回）会議録

会議名称：令和3年度 第2回 堺市男女平等推進審議会（第43回）

開催日時：令和3年10月26日（火）14時00分～15時56分

開催場所：堺市役所本館3階大会議室1

出席者：

審議会委員：・加藤伊都子委員（加藤委員） ・木戸一智委員（木戸委員）
・桜井一字委員（桜井委員） ・中田理恵子委員（中田委員）
・養父知美委員（養父委員）
(5名出席)
(5名欠席)
・安楽真生子委員（安楽委員） ・岡部咲委員（岡部委員）
・豊岡耕作委員（豊岡委員） ・内藤葉子委員（内藤委員）
・西川知亨委員（西川委員）

事務局：（市民人権局）

・光齋市民人権局長（光齋局長） ・藤川男女共同参画推進部長（藤川部長）

【男女共同参画推進課】

・藤井男女共同参画推進課長（藤井課長）
・濱男女共同参画推進課参事（女性活躍推進担当）（濱参事）
・山本課長補佐（山本補佐） ・奥村副主査 ・植原 ・西川

【男女共同参画センター】

・瀧口男女共同参画センター館長（瀧口館長）

（子ども青少年局）

【子ども家庭課】

・中原子ども家庭課長（中原課長） ・辻内

関係所管：・辻人事部長 ・太田学校教育部署理事 ・永井健康医療推進課長

※以下の発言内容については、カッコ内の表記とする。

議 題：

1. 開会
2. 審議案件

- (1) 「第4期さかい男女共同参画プラン（改定）」令和2年度事業実施（進捗）状況報告（案）について
- (2) 「第2次堺市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）」令和2年度事業実施（進捗）状況報告（案）について
- (3) 第5期さかい男女共同参画プラン（素案）について

3. 報告事項

- (1) 条例に基づく苦情・相談処理制度の年次報告（令和2年度）について

傍聴人：2人

発言内容：以下

○榎原職員　お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまより令和3年度第2回堺市男女平等推進審議会を開催いたします。本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、安楽委員、岡部委員、豊岡委員、内藤委員、西川委員が御欠席でございますが、定足数を満たしていますので会議を始めます。

早速ではございますが、開会に当たり、光齋市民人権局長より御挨拶を申し上げます。

○光齋市民人権局長　皆様、改めましてこんにちは。市民人権局の光齋でございます。本日はお忙しい中、堺市男女平等推進審議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、平素から本市の男女共同参画社会の推進をはじめまして、市政の各般にわたって、御理解、御協力を賜っておりますことに改めまして厚く御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

コロナの関係につきましては、おかげさまで新規の感染者数も一桁になっております。一桁の日々が続いておりまして、堺市ではワクチンの接種率も70%を超えておりますし、一定、今のところ感染状況がおかげさまで落ち着いてきたかなというところでございます。皆様の感染対策へのこれまでの御協力に対しまして、改めて御礼を申し上げますとともに、引き続き、日常の感染予防をお願いしたいと思っております。

前回の審議会は、書面での開催とさせていただきますでしたが、緊急事態宣言も解除されておりますので、本日は対面での実施とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日、御審議いただきたい案件につきましては、3点ございます。

1つは、第4期さかい男女共同参画プラン（改定）、もう一つは、第2次のDV防止基本計画、この2つについて、昨年度の事業実施状況を御報告させていただきまして、御意見を賜りたいと思っております。

さらにもう一つは、第5期のさかい男女共同参画プランにつきましては、前回8月に書面で御審議いただきました骨子に基づいて、今、策定作業を進めているところなんですけれども、この素案が出来上がりましたので、こちらのほうについても御審議をいただき、御意見を賜りたいというふう存じます。

皆様におかれましては、本市の男女共同参画施策がより一層進みますよう、どうか活発な御意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○榎原職員　局長は、公務の都合がございますので、この場で退出をいたします。

○光齋市民人権局長　皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。すみません、ありがとうございます。

○榎原職員　では、ここからは座ったままで失礼します。

初めに、資料の確認をさせていただきます。皆様には事前に、次第、資料1、資料2、資料3、資料4をお送りしておりました。本日、資料の差し替えが1点、追加資料が1点ございますので、皆様の机の上に置かせていただいております。差し替え資料ですけれども、こちら資料2の3ページが差し替えとなります。

続いて、資料3の概要版がありますので、これを資料3-2として本日の追加資料とさせていただきます。

続いて、机上配付の資料を御説明いたします。ひもとじの資料を2種類お配りしております。こちらのひもとじの資料は、参考資料になります。本市の第4期さかい男女共同参画プラン（改定）に係る資料一式、それから、DV防止基本計画に係る資料一式になってございます。

不足等はございませんでしょうか。

なお、本日、御審議いただきました内容は、会議終了後、会議録を作成し、市政情報センター等において公開をいたします。

また、本日の当審議会の傍聴の方は2名でございます。傍聴の皆様におかれましては、事前にお配りしております傍聴における遵守事項の御確認、御協力をよろしくお願い申し

上げます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

議事進行は、養父会長にお願いしております。では、会長、よろしく願いいたします。

○養父会長 皆さん、御出席ありがとうございます。

それでは、案件を審議してまいりたいと思います。

まず、案件1、「第4期さかい男女共同参画プラン（改定）」令和2年度事業実施（進捗）状況報告（案）について、説明をお願いします。

事務局の説明の後に、御意見、御質問を受け付けますのでよろしくお願い致します。

いつも、活発に質問をしていただいているんですけども、質問は、1回に1つにしてもらって、たくさんあるときは、1つずつ分けて質問していただくようお願いしたいと思っています。

それでは、事務局の方、御説明をお願いします。

○西川職員 それでは、案件1、「第4期さかい男女共同参画プラン（改定）」に係る令和2年度事業実施（進捗）状況報告（案）について、御説明いたします。

該当の資料は、資料1となります。ひもとじ資料の中に、第4期さかい男女共同参画プラン（改定）がございますが、こちらに掲載しております約190の事業につきまして、毎年、前年度の進捗状況や今後の方向性などを取りまとめ、御報告しております。

まず、1ページと2ページは、本計画の概念図、計画期間、体系図などです。

次の4ページには、5ページ以降のデータから見られる堺市の特徴をまとめたものを記載しております。主なデータを抜粋して見ていきたいと思っています。その際に、ひもとじ資料の第4期さかい男女共同参画プラン（改定）の冊子にふせんで81ページ、82ページを開くようにしておりますので、成果指標一覧を参照しながら御説明いたしますので、併せて御覧ください。

それでは、説明いたします。

まず、82ページの成果指標一覧の下から3つ目、市の審議会等委員の女性比率を40%以上、60%以下にするという目標です。堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例では、審議会等の委員構成について、男女いずれかの一方の数が総数の40%未満にならないよう努める旨を規定していることから、プランの重点項目の一つとして、設定しております。

資料1の8ページを御覧ください。上のグラフを見ますと、市の審議会等委員の女性比率は、令和3年4月1日現在、39.5%となっています。

次の9ページが、それぞれの審議会等における女性委員の割合を掲載しております。令和3年4月1日現在、委員を委嘱している審議会は79あり、そのうち、女性委員の割合が40%以上の審議会は47で、半数を超えております。しかし、残りの32の審議会については40%未満となっております。委員選任時に女性委員の割合が、40%に達しない恐れがある場合は、当課と事前協議を行い、女性委員を増やす方法について、所管課と一緒に取り組んでいるところです。男女平等社会の実現をめざす本市におきましては、市の政策方針決定過程に女性の参画を進めることは急務でありますので、引き続き、事前協議を徹底し、女性委員の積極的な登壇に努めてまいります。

なお、こちらには掲載しませんが、令和3年7月1日現在の審議会等の女性委員の比率は41.9%となっております。特に、堺市の防災会議につきましては、令和3年4月1日時点で女性委員比率の12.7%となっておりますが、令和3年7月1日現在では、47.5%となっています。

それでは、次に進みます。

冊子の82ページ、成果指標の下から2つ目、市の管理職の女性比率は15%を令和3年度の目標値として設定しております。また、その下の市教職員管理職の女性比率は、25%を目標値として設定しております。

資料1の11ページを御覧下さい。⑤堺市の女性職員の状況ですが、管理職の女性比率につきましては、グラフの三角印、令和3年4月1日現在で16%となっています。

続いて、12ページ、⑥私立学校園の女性教職員の状況ですが、管理職の女性比率につきましては、令和3年5月1日現在、同じく三角印の25.4%となっています。

続いて、資料1の13ページを御覧ください。⑦女性公務員の管理職の登用状況について、各政令市との比較を見ますと、令和2年4月1日現在では20政令市中、本市は11位となっております。

14ページからは、社会環境に関するデータを掲載しております。

冊子の81ページ、成果指標一覧の上から3つ目、市の男性職員育児休業取得率は、本プランのもう一つの重点項目であり、令和3年度目標値を13%に設定しております。

資料1の17ページを御覧ください。

こちらは、育児休業の取得率です。⑤は全国、⑥は堺市職員のデータとなっております。⑥市職員の育児休業取得率のうち、男性職員の育児休業取得率は令和2年度で34.6%となっております。

18ページの上には、育児休業取得期間の推移を掲載しております。

次に、こども園等、入所に関するデータです。18ページの⑧番、認定こども園等利用申込数の推移を御覧ください。幼稚園の認定こども園の移行や既存施設の増改築、幼保連携型認定こども園の新設、小規模保育事業の新設などにより受入れ枠の拡大を図り、その結果、令和3年4月1日時点での待機児童数は0人となりました。

続きまして、19ページの⑨女性相談件数及びDV相談等に関する内訳について、下の表を御覧ください。

過去より、夫等の暴力に関するものは、全相談件数の半分以上を占めており、令和2年度については、63.2%を占めています。

21ページからは、市民意識等の状況を掲載しています。令和2年7月に、「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」を実施したため、最新のデータに更新しております。

簡単ではございますが、以上が第1部の説明です。

続きまして、26ページからは第2部とし、施策体系や成果指標及び令和2年度事業の実施状況の報告の総括を掲載しております。

30ページの総括を見ていきます。

各所管課の自己評価については、A：予定以上の取組を実施できたが13.4%、B：予定どおりの取組を実施できたが81.3%、C：予定していた取組の一部を実施できなかったが2.1%となっており、ほとんどの事業で予定通りもしくは予定以上の取組を実施しています。また、ハイフンについては、新型コロナウイルスの影響により、予定していた事業や代替りの取組が実施できず、評価することができないことを表しています。

31ページからは、5つの基本課題ごとに主な取組内容と各所管課の自己評価の集計をまとめております。

37ページからは、各所管課で取り組んだ事業の活動指標一覧を、そして、45ページからは、各事業の具体的な実績について記載しています。再掲事業も含めると、192事業の調書を掲載しています。事業ごとに、令和2年度の取組内容、指標、自己評価、評価の理由及び今後の方向性、改善点等を記載しています。

では、評価Aの主な取組を御紹介します。

まず、65ページの一番下、No. 80を御覧ください。こちらは、障害者への就労支援についてです。「障害者就業・生活支援センター」において、就労を希望する障害者の能力や特性を把握した上で、必要に応じてハローワークなどの就労支援に携わる関係機関と連

携しながら、就職に向けた支援等を行いました。その結果、一般就労への移行者の人数が令和2年度までの累計で1,156人となり、令和3年度目標を達成しました。

また、女性の占める割合も前年度と比較し増加しています。今後も、関係機関と連携・協力しながら障害者の地域における就労支援を進めていきます。

続きまして、75ページの一番下、120番、理工系分野における行事、研修会等における女性指導者比率の向上です。

教育委員会の理工系の研修会において、できる限り性別問わず、研修の講師となることができるように意識して実施したため、女性指導者の比率が48%となり、令和元年度より大きく向上しました。これからも、性別に関わりなく研修の講師となるよう配慮していきます。

最後に85ページ。85ページの一番下の159番、街頭防犯カメラ設置台数です。

地域で発生する犯罪や事故の防止を目的として設置する防犯カメラの設置費用の一部を補助することで、街頭防犯カメラの設置を推進し、地域全体の防犯意識の醸成を図るものです。

令和3年度時点で950台のカメラを設置することを目標としております。令和元年度時点で824台設置しておりますが、目標を達成するためには、年平均で63台設置する必要があるところを令和2年度は予定を超える85台を設置することができました。今後も、警察や地域団体と連携協働しながら、防犯カメラの整備を戦略的に進めていきます。

各事業の今後も目標の達成に向け、取組を推進してまいります。

以上が案件1「第4期さかい男女共同参画プラン（改定）」に係る令和2年度事業実施（進捗）状況報告（案）の説明となります。

○養父会長 はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありましたけれども、この件について、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

中田委員。

○中田委員 御報告ありがとうございます。先ほど、各審議会委員の女性委員の比率のところ、ページで言いますと9ページなんですけれども、防災会議の委員が意外に少なく、12.7%であったところが、今年の7月1日に47.5%に変わったということなんですけど、これの要因、具体的にどういうところに働きかけてそれが改善されたのか。中身を教えてください。前の審議会のときだったかな。多分、役職で決まっているという感じというの

を聞いたんですけど。

○藤川部長　すみません、ありがとうございます。

市の政策決定過程への女性の一層の参画が必要であることから、重点項目ということで力を入れてまいりました。その中で、防災会議なんですけれども、今までは、外部の団体さんから御推薦いただくときに、会長さんですとか副会長さんを、推薦いただくことが多かったんですけれども、会長さん副会長さん以外にも、例えば、理事さんで女性の方がおられたら、その理事さんに入っていたりですとか、今回、災害のときに困難に直面しやすい方々を支援する分野からということで、被災地支援を実際にされている団体の方であったりとか、女性や子どもをはじめ、障害者とか高齢者とか、外国人とか、という方の支援をしていただいているような団体の方に新たに加わっていただいて、そこからの参画していただいた方、特に女性の方が多かったというのもございます。

それともう一点なんです、職員が、この防災会議のメンバーの中に入っておりますが、今までは局長級の職員が入っておったんですけれども、今回、7月の改選で、局長級のままの委員もいるんですが、部長級の女性の職員が参画することで、女性比率が高くなっております。ありがとうございます。

○養父会長　ありがとうございました。ほかに、御質問、御意見。御意見でもいいかと思えますけれども。

○桜井委員　いいですか。

○養父会長　どうぞ、桜井委員。

○桜井委員　御報告、ありがとうございます。

男性の育休が、すごく国の平均よりも上がってきて、令和2年に上がっているのは、何か要因というのがあれば教えていただきたいのですが。

○辻人事部長　人事部辻でございます。よろしく願いいたします。

今、御質問がございました男性の育児休業につきまして、確かに令和元年度では13.8%から34.6%と、取得率が上がっていますが、要因としましては、まず令和2年2月に、市長自ら、令和4年度に目標値を40%に引き上げるというメッセージを発信したということに加え、管理職の人事評価に育児休業取得の促進などのワーク・ライフ・バランスの目標設定を課したこと、昨今の男性の意識の変化、こういうのも要因の一つではないかと考えております。今後とも周知も含めまして、男性の育児休業の取得促進に向けて取り組んでいきます。以上でございます。

○桜井委員　　ありがとうございました。確かに、令和元年度は13%しかなくて、半数近く1カ月以上取られているというところで、やはりシステムのところも助けていただけたらと、また、来年から制度が変わってきますので、より一層、堺市さんから盛り上げていただけたらと思います。

○養父会長　　ありがとうございます。ほかに御意見、御質問、ございませんか。

そしたら、私も一つだけ。審議会等の割合が4割というのを7月時点で言えば超えたということで、一つの達成ということでよかったなと思いますが、ここにとどまらず、進めていっていただきたいと思います。

特に、女性が結構たくさんいらっしゃる割合の高い審議会があつて、だけれども、まだまだすごく少ないというのか、1割とか2割とかというところもあつて、それをならしたら、こういう結果、4割ということだと思うので。それで、委員さんの人数が少ない。2人とか3人とかというところがあるのか、3人とか4人とか、委員さんの少ないところは一人入ったらぼんと上がるし、抜けたらぼんと下がるしということで、やむを得ないところもある程度はあるのかなと思いますけれども。逆に言えば、ある程度人数がたくさんいらっしゃる等々で、少ないところというのは、やっぱりちょっと何らかの方法を考えてもらって、女性を入れていっていきようにやっていただきたいと思いますし、特に、低いところで見ると、区の区民評議会とかで、美原区ですかね、美原区が少ないんですかね。ほかの区民評議会とかは、かなり女性比率が高くなるようにやってはるんですけども、極端に低いところとかがある。特にやっぱり、こういうのというのは行政に対するいろんな区民の方の意見を吸い上げるというのかな、大事なところだと思うので、そういうところとかについては、きちんと何とか割合を一定程度の割合、区の男女比に近いような割合で選出するようにやっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

はい、加藤委員どうぞ。

○加藤委員　　ありがとうございます。ここで聞くことなのかどうか分からないながら言うんですけども、この待機児童が減ってきたのに、こういう取組をしたというところが、いわゆるハードですよ。土地の公有財産の活用を既存してする増改築、認定こども園の移行、幼保連携型認定こども園の新設、小規模保育所移設業務新設ということで、受入れ後も拡大の取組を継続して行ってきたということが書かれていて、もちろん、それはそれでいいことだと思うんですけども、広がってくる時の質の担保、質が落ちないよう

にする取組にはどのようなものがあったのか、ここで取りあげることではないのかもしれないけれども、人数が増えてきて、ハードも増えてきたときに、その保育の質を落とさないようなこととしてどのようなことがなされているのかというのがもしあれば教えてください。

以上です。

○中原子ども家庭課長 子ども家庭課の中原と申します。

所管が向かいの部の子育て支援部のほうなので、ちょっと私も専門ではないのですが、やはり質の確保というところでいくと、保育士さんの人材確保で、国のメニューでもあるのですが、保育士確保のために、例えば、市外の方で保育士としてお勤めのある方の家賃の補助をしたりですとか、そういった各法人さん、施設さんをサポートするような形での支援も、堺市としてもやっておるところです。

すみません、ちょっと専門外なのであまり詳しくは申し上げられないのですが、すみません。

以上となります。

○加藤委員 はい、ありがとうございます。

○養父会長 木戸委員、お願いします。

○木戸委員 すみません、ありがとうございます。

先ほど言いはった、男性職員の育児休業について現場から言うと、取れ取れと男性の先生に言うけど、現実取る状況はないというところがあって、取っても別に仕事に関係ない大丈夫やでと我々現場から言うたら、女性の先生にも言っているけど、優先は家族にやってもらって、学校は大丈夫やでというふうなベースになる体制というか市のサポート。そこがないと、何ぼ頑張っても取れ取れ言うても、いやもうそれはちょっと子どもに迷惑かかるし、なかなか取られへんねんというふうになるんですよ。その辺のところを特に男性の先生、男女関係ないんやけど、先生方に言うと、その辺がやっぱりネックになってくるのかな。だから、安心して取れるサポート体制というか、市としてのサポートというのは、やっぱりこの学校にしても、市役所にしても人がないというのはよく分かるんですが、その辺で何らかの安心で取れる体制づくりというのを今後。でないと、なかなかこれ以上増えない。何ぼ取っていいよ、取っていいよと言われても、今じゃ取って後で仕事たくさんあって、これやったら取らんほうがよかったなみたいなことになつというふうにも感じますので、その辺は十分やっていただいたら取りやすいので、これ以降の目標値と

いうのは達成できるんじゃないかなというふうには感じます。すみません、いろいろと。

○養父会長　大丈夫ですか、はい。ほか。

中田委員。

○中田委員　すみません、実施状況報告のページで言いますと57ページの47番と、58ページの51番についてなんですけれども、47番は性暴力被害者やDV被害者と接する可能性のある方を対象に、性暴力に関する講座等を実施していたが、令和元年度で事業を終了したというのがなぜなのか。そしたら、これを終了することによって、問題は、課題は残らないのかということと、それから、これに代わる事業がどこかにあるのかということをお教えいただきたい、質問。いいですか、続けて。

○養父会長　はい。

○中田委員　ごめんなさい、これ、廃止になっているんですね、令和3年度に事業が。それは、どういった理由かというのが分からないので、そこも併せて、51番は堺市立小学校92校の4年生及び堺市立中学校43校の1年生を対象にという、情報に関する授業ですね。なぜ廃止なのかをお教えください。

○藤井課長　すみません、47番なんですけれども、もともとこちら堺セーフシティ・プログラムという事業が5年の計画でありまして、一旦、令和元年度で終了しました。それだけが理由ではないんですけれども、性暴力に関わるであろう特に市の関係者、消防であったりとか、保健師さんとか、あと、堺市立総合医療センターとか、そういうところの職員さんに、この講座を受けていただきて、一定皆さんに受けていただいたというところがあって、一旦終了させていただきました。今後、どうするかというのは、またこれから考えていかないとはいけないんですが、一旦区切りとして終了させていただいたということで、今後、改めて体制を整えてやっていくかどうかというのは、検討させていただきたいなというように思います。

それと、51番ですね。

○太田学校教育課理事　失礼します。教育委員会、学校教育課の太田です。

今、御質問いただきました、ネットいじめの防止プログラムなんですけれども、これは、平成20年度から事業を開始して、令和2年度までの約13年間、実施をしております。中田委員に言っていただいたように、非常に充実した内容で、子どもたちが直面している今のネット環境に、あるいはネットでいろいろトラブル、そういったものに対する対応として、大きな効果はあったと認識しております。

ただ、今後の事業展開の中で、一定の役割を果たしたというふうに判断をして、それに代わるものとして啓発講座『e-ネットキャラバン』等の様々な通信業者と連携して実施してございますネットリテラシーに関する派遣事業の積極的な活用へと切り替えて、今、実践しているところでございます。

○中田委員　ありがとうございます。47番のことについてなんですけれども、消防士さん、保健師さん、医療センター従事者の方、また新規採用でどんどんまた世代交代がありますよね。そういう人たちへの研修の保障というのは、やっぱりしてしていくべきだと思うので、予算の都合だとか、いろいろなこともあるかと思いますが、やはり事業的には違った名称であったとしても、実施していただけたらありがたいと思います。

それで、SACHICOですね、1個の窓口で全部できるという、SACHICOとのタイアップというか、そういうのも実施されているんだと思うんですけれども、そこも大変大切かなと思いました。

それから、51番、ありがとうございます。不勉強で、e-ネットキャラバンであるとかネットリテラシーのことは、よく存じ上げないのですが、実際、どういった年齢層のやはりここに書かれているような小学校4年生であるとか、中学1年生を対象に、そういった授業はメディアリテラシーと一緒に、メディアを読み解くみたいな感じでやってもらえるのか、突っ込んだ内容はこの場では不適切かも分からないのですが、概略を教えてください。

○太田学校教育課理事　令和2年度、特に新型コロナウイルス感染の拡大による緊急事態宣言等で、学年ごとの実施というのも困難でした。実際に、今、行われているネットいじめの対策事業、それぞれの啓発というのは、以前は委員御指摘のとおり、中1と小4というふうに一定限定をして行われていたものですが、現在のところは、その学年にこだわらず実施していくというようなところでございます。

実際の具体的な内容等について、まず1点は、学校に対して、市教委のほうからネット上のトラブル未然防止になるような情報提供を積極的に現在行っていることや、「堺市立学校スマホ・ネットルール5『まもるんやさかい』」で、この辺のところを入学式やPTA総会、これもコロナの関係で実施されている部分というのは少ないのですが、そういった機会にも併せて行っているというところです。

現在は、小学校3年生以上を対象にして、通信関係団体等と連携をして啓発を行っているところでございます。

以上でございます。

○永井健康医療推進課長　健康医療推進課です。性暴力被害者への研修の補足をさせていただきます。

先ほど47番ですが、その2つ下に49番。医療従事者に対して、SANEの研修というのを堺市立総合医療センター、それと、堺市の保健師、ここで予算を確保いたしまして、令和2年度以降も実施をしております。コロナの関連で昨年は中止させていただいたのですが、今年も助産師と保健師が1名ずつ、これは、SANEというコアな研修ですので2年受講が必要ですが、これを引き続き実施して、それをほかの保健師、助産師に広げて伝達研修をしているところです。

補足です。以上です。

○養父会長　ありがとうございました。

ほかに御意見とか御質問ありますか。

はい、桜井委員。

○桜井委員　すみません、少し、不勉強で教えていただきたいんですけど、堺市さんでいうと、町会とか、そういった団体の各地区の中にはあるんですかね。その男女の比率とか、そういうのは把握とかされているんですかね。例えば、町会長とかの比率とか、町会とほかにはやってないんですかね、堺市からは。

○藤井課長　男女比率なんですけど、自治会には各区に連合自治会があって、一度我々も担当課に確認したことあるんですけど、なかなか全部を把握しきれないということで、ちょっと分からないということをおっしゃったことがあります。ただ、おおよそ想像できるのは、圧倒的に男性が多いであろうなということは分かるんですけども、正直ちょっと細部にわたっての把握はできておりません。

○桜井委員　もし、例えば、把握するとか、数の男女比とか、あるいはそういったところに働きかけるとしたら、どういった課の担当になってくるのか。働きかける必要も、あまりそこに関してはお考えにもなっていないのか。

○藤井課長　自治会を所管している課はあるんですけども、なかなか把握はしきれないと思います。全ての単位の自治会に広げて調査していくというのは、相当な作業になるということもありまして、なかなかそこまで、手が回らないということがあります。

○桜井委員　ありがとうございます。ぜひこうやって女性委員の比率まで出ているので、もし、そういったところが可能であるならば、少し把握していただけると、もしくは啓発

させていただけるといいかもです。

○養父会長　　ありがとうございます。

ほかに、ございますでしょうか。

特にないようでしたら、次に進めさせていただきたいと思います。

次に、案件2、「第2次堺市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）」令和2年度事業実施（進捗）状況報告（案）について、説明をお願いします。

これについても、事務局の説明の終了後に御意見、御質問等をお受けしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○西川職員　　それでは、案件2、「第2次堺市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）」に係る令和2年度事業実施（進捗）状況報告（案）について、御説明いたします。

こちら、ひもとじ資料の中にありますDV防止基本計画に掲載しております約150の事業につきまして、前年度の進捗状況や今後の方向性等を取りまとめ、御報告しております。

資料2を御覧ください。

まず、1ページから2ページには、本計画の位置づけや、計画期間、施策体系図を掲載しております。

3ページの数値目標は、計画の達成度や進捗状況を定期的に把握・評価し、施策の推進における課題等を見出し、効果的に計画を推進するため設定し取り組んでおります。

こちらのページにつきましては、冒頭、御説明しましたとおり差し替え分として机上にお配りしておりますものを御覧ください。A4サイズ、1枚ものの数値目標と記載してあるものです。こちらの数値目標の策定時の数値につきましては、平成28年11月に実施しました「堺市男女間における暴力に関する市民意識・実態調査」の結果を掲載しております。また、最新値については、令和2年7月に実施しました「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」の結果を掲載しております。

次に、4ページには参考として、堺市等におけるDV被害状況を掲載しております。表の一番上、堺市におけるDVに関する相談件数として、表の中ほど、大阪府警察で受理したDVに関する相談件数ともに増加傾向となっております。

次に、5ページからは、DV防止基本計画の令和2年度事業実施（進捗）状況の概要です。

6ページは、再掲事業も含め152の事業の進捗状況について、各所管が自己評価したもの

を集約し円グラフにしております。全事業について見ますと、A、予定以上の取組を実施できたが2.5%、B、予定通りの取組を実施できたが93.7%、C、予定通りの取組の一部を実施できなかったが0.6%となりました。

また、新型コロナウイルスの影響で予定していた事業や代替りの取組も実施できず評価できないものは3.2%ありました。こちらについても、ハイフンでお示ししております。

次に、7ページから11ページは、5つの基本方針ごとに主な取組と事業に対する自己評価について集約したものを記載しております。

13ページ以降は、進捗状況調書一覧となっており、23ページからは、事業ごとに前年度の状況を記載したシートを取りまとめたものとなっています。

ここで、評価Aの取組を御紹介します。

まず、29ページの上から2番目、42番を御覧ください。こちらでは、人権相談専用の人権相談ダイヤルなどによって、多様な性に関する相談を実施しました。令和2年度は、多様な性に関する相談が11件あり、性的少数者の方へ人権相談を実施することができました。また、市民・事業者等への研修、啓発も行いました。今後も、人権相談ダイヤルを市民等に周知するとともに、各種研修や相談マニュアルを活用し、支援力の向上を図ってまいります。

次に、38ページの一番上、104番を御覧ください。DV被害から避難した子どもの心理ケアの実施です。平成30年度より開始した事業で、児童を対象に心理ケアを実施してまいりました。令和元年度からは、保護者への心理ケアも実施しており、令和2年度も保護者と児童の双方からの心的外傷の回復に寄与し、安心・安定した生活の支援をすることができました。各事業とも、今後も予定以上、または予定通りの取組を実施し、暴力の加害者も被害者も生み出さない社会の形成のために関係機関と連携を図り、被害者の自立支援の推進とDVの根絶をめざしてまいります。

案件2、「第2次堺市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（DV防止基本計画）」令和2年度事業実施（進捗）状況報告（案）の説明は以上となります。

○養父会長　　ありがとうございます。意見、御質問とかありましたらお願いします。

そしたら、私から一つ、御質問してもよろしいですか。

DVに関しては、コロナ禍でDVが増えているんじゃないかということも、よく耳にするんですけども、それからあと、夫が家にいるのでDVが増えたということもあるし、でも増

えても夫が家にいるので、なかなか相談できないというか、電話もかけづらいとかいったこととかもちょっと耳にしたりするんですけれども、堺市の場合、そういったことについて、何らかの把握しておられますか。もしそういうのを把握しておられれば、ちょっとお聞かせ願いたいなと思います。

○中原子ども家庭課長　子ども家庭課の中原です。

まず、数値的なものでいきますと、先ほどの資料1のところの19ページのほうですね。こちらで、女性相談の件数及びDV相談等というところになりますが、夫等の暴力という部分を上げているんですけれども、これが、コロナ期、令和2年度からということになると思うのですが、令和元年でいきますと、1,128件が1,277件というところで、今まで大体、横並びの数字だったところが増加しているというところになっています。

ただこれ、なかなか一概に言えないところがありまして、DV相談そのものもあれば、令和2年度には、10万円の一律の給付金がありましたので、給付金でDV等で避難されている方につきましては、実際の住所ではない居住地で支給するというところになりますので、その給付金の相談も結構あったというところで、件数が上がっているというところになっています。

あとは、女性相談員の感覚的なところになりますが、先ほど、会長がおっしゃったとおりですね。やはり、令和2年度のステイホーム期に関しては、女性相談の延べ件数のほうは、やはりちょっと減少していると。ただ、相談人数のほうは増えているというところなので、やはり、ステイホームでパートナーとか夫とかとの家庭での滞在時間が多いので、DVされる、DVの被害に遭われる方は若干増えているのかなというところなんです。ただ、相談の件数につきましては、パートナーと一緒に家庭にいる時間が多いので、先ほど、会長がおっしゃったとおり、なかなか電話等での相談がしにくいということであって、やはり件数として、今まで相談されていた方がなかなか相談しづらくて減ってきてたというところはあります。ただ、そのステイホームが終わった後には、今まで相談できなかった方が集中して相談を受けたこともあるというふうに聞いております。

以上です。

○養父会長　ありがとうございました。ほかに。

加藤委員。

○加藤委員　女性の自殺が今までで増えて、男性の数を上回りそうだとしたことと、もう一つは、今まであまり死ななかつた20歳代の女性の自殺が増えているということが全国

の話なんですけれども、堺市ではそこら辺の動きは、何かつかんでいることはありますでしょうか。

○永井健康医療推進課長　　すみません、健康医療推進課です。

ちょっと直近までは、はっきりは覚えてないのですが、昨年、精神保健課にいましたので。自殺者数は国の動向と同じように、女性の自殺は増えております。ただ、すごく大きくというわけではないところが堺市の特徴でして、全体の自殺者数は全国と同じようにちょうど昨年の緊急事態宣言時から、若干女性のほうの割合が高くなってきている。もちろん、男性のほうは自殺者のほうは多いんですけれども、自殺する女性の割合が増えているのは事実でございます。

それと、子どもさんの自殺というのはよく言われておるんですけれども、実際、20歳未満、未成年者の自殺というのは、そんなに堺の場合は大きく顕著に増えているとは言えないのが、昨年の状況ではありました。まだ、実態の自殺者数の統計で計算する統計、かなり遅く出てきますので、またこれから出てきた中では、もしかしたらその辺が増えるかどうかというところになります。

以上です。

○養父会長　　ほか、ございますか。

DVに関しては、堺市はすごく頑張っていると私は思ってまして、これからもぜひ、他市の模範となるような施策を進めていただきたいと思います。

コロナ禍での対応も給付金ですかね、給付金に対しても、かなり丁寧に相談に応じて、DVで避難している人とかがちゃんともらえるように手当をしていただいたというふうにいるいろ聞いてますので、そういったきめ細かいというか、いろんな予測できないような事態というのは、これからも起きると思うし、このコロナ禍もこれからどうなっていくのかが分からないですけれども、そういった情勢にも機敏に対応していただいて、ぜひまた、政策を進めていっていただきたいと思います。

ほかの委員の方、よろしいですか。なければ、次に移りたいと思います。

では次に、案件3番の第5期さかい男女共同参画プラン（素案）について、説明をお願いしたいと思います。事務局の説明の後に、また御意見、御質問をお受けしますのでよろしくをお願いします。

○榎原職員　　それでは、案件3、第5期さかい男女共同参画プラン（素案）について、御説明いたします。

資料3及び追加資料の資料3-2を机に広げて御覧ください。

新プランの策定については、令和3年1月20日付で堺市長より本審議会へ諮問がなされています。8月の書面開催の審議会におきまして、新プランの骨子をお示しし、本日は新プランの素案ができましたので、御審議いただきたく存じます。

それでは、資料3-2の流れに沿って、資料3について説明をさせていただきます。

まず、資料3をめくっていただき目次を御覧ください。

新プランでは、第1章 計画の策定にあたって、第2章 旧プラン・計画の取組の成果と課題、第3章 施策の基本方針の3章構成としています。各章について、順番に御説明いたします。

では、1ページを御覧ください。第1章 1. 計画策定の経緯ですけれども、現行の「第4期さかい男女共同参画プラン（改定）」が、令和4年3月に計画期間満了となることから、新プランを策定します。

今回の策定にあたっては、DVが発生する原因の一つにジェンダーに基づく問題があり、男女共同参画社会の実現にとっても最大の課題になっていることをふまえて、一体的に課題把握や事業評価を行い、効果的かつ迅速に施策を展開していくために、さかい男女共同参画プランとDV防止基本計画を一体化させます。

続いて、2ページを御覧ください。2ページの2. 計画の基本的な考え方として、計画の目的及び基本理念、めざすべき社会を示しています。3ページでは、計画の位置づけとして、策定根拠となる法律や条例、そして計画期間。続いて4ページは、計画概念図を示しています。

続いて、5ページは、計画策定の背景です。（1）では、これまでの経過や近年の男女共同参画や女性活躍における主なトピックについて、国際社会、国、大阪府、堺市について、それぞれ記載をしています。

続いて、8ページから14ページにかけては、国勢調査の結果や昨年実施しました「堺市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」のデータを用いて堺市の現状について記載しています。

15ページでは、それらの堺市の現状から見える課題について、記載をしています。

続いて、16ページです。16ページからは、第2章 旧プラン・計画の取組の成果と課題です。16ページから20ページにかけては、第4期さかい男女共同参画プラン（改定）における成果と課題です。

まず、16ページの基本課題1、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進です。こちらでは、成果指標の重点項目の一つの「市の男性職員育児休業取得率」は、資料1の説明でもありましたが、目標値に達しました。一方で、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度には、なかなか大きな向上は見られず、男性の家事・育児時間が短いという現状もあり、意識改革や働き方の見直し等の取組を今後も推進していく必要があります。

続いて、17ページです。こちらは、基本課題2、すべての人が安心して暮らせる環境の整備です。こちらは、いずれの指標も目標値には達していないため、今後もDVに対する正しい知識と理解の周知・啓発、様々な健康支援の実施や啓発など、すべての人が安心して暮らせるための取組を推進していく必要があります。

続いて、18ページです。基本課題3、子ども、男性、高齢者等にとっての男女共同参画の推進です。こちらは、主なもので、女の子・男の子に対する期待格差というものが解消傾向にありますが、男女がジェンダーにとらわれず、主体的に自分自身の生き方を選択していけるようさらなる教育や啓発を推進していく必要があります。

19ページは、基本課題4、地域における男女共同参画の推進です。こちらは、策定時より数値が減少している項目があり、地域活動に関する情報発信や、参画促進に向けた取組を強化する必要があります。

また、昨年度実施しました「市民意識・実態調査」からは、防災活動がほかの地域活動に比べて高い関心を集めているということが結果からわかったため、防災活動を契機とした地域活動の参画促進を進めていきます。

20ページは、基本課題5、男女共同参画による都市魅力の創出です。こちらにも、重点項目の一つの市の審議会等委員の女性比率や、市職員、市教職員の管理職の女性比率は目標達成してありますが、引き続き、さらなる女性の登用促進を進めていく必要があります。

そして、21ページは、現行のDV防止基本計画における成果と課題です。こちらは、数値目標が4つございまして、いずれも目標を達成することができませんでした。ですので、市民に対するDVについての正しい知識と理解の周知・啓発の強化、相談窓口のさらなる周知が必要と考えてます。

続いて、22ページです。22ページからは、第3章 施策の基本方針です。15ページに記載してある現状から把握した課題、そして、16ページから21ページの旧プラン、計画の取組の成果と課題をふまえ、新プランにおける4つの基本方針を定めておりまして、さらに、

基本方針ごとに施策の基本的方向性を定め、体系的に示したのが22ページの図になります。また、基本方針ごとに関連するSDGsのゴールを併せて示しています。

続いて、23ページ、24ページです。4つの基本方針について、達成状況を図る指標として、基本方針ごとにKPI（重要業績評価指標）、モニタリング指標を設定しています。指標は、旧プラン計画の指標の達成状況や、新たな課題への対応をふまえ、設定しています。

23ページの基本方針1、2の一部指標については、目標値を検討中と現在しておりますが、こちらは、堺市職員の子育て女性活躍支援プランというプランが、現在、改定の作業をしているところですので、こちらでの目標値が定まっていないこともあり、最終的にはそちらの計画と目標値をそろえる予定をしています。

続いて、25ページは、計画の基本的な考え方・基本姿勢を2点示しています。1点は、SDGs（持続可能な開発目標）の視点をふまえた取組の推進です。SDGsの目標5として、「ジェンダーの平等の達成とすべての女性と女児のエンパワーメント」が位置づけられており、ジェンダー平等は世界共通の課題となっています。取組の推進にあたっては、ジェンダー平等に関する国際規範・基準を積極的に施策に取り入れながら推進をしていきます。

また、SDGsの視点を包括的に取り入れ、ジェンダーの視点を全ての施策に取り入れて推進していきます。

もう一点は、新たな生活様式に対応した取組の推進です。新型コロナウイルス感染症の拡大により明らかになった性別によるニーズの違いなどをふまえて、社会情勢への変化に合わせた取組を行っていきます。

続いて、26ページ以降ですけれども、こちらは、4つの基本方針ごとに現状と課題、そして、施策の基本的方向の具体的部分を示しています。

現行プランの第4期さかい男女共同参画プラン（改定）として、DV防止基本計画では、施策の基本的方向の中で各課が実施してまます具体的な事業を掲載していましたが、新プランにおいては、具体的な事業を掲載していません。こちらなんですけれども、各課で実施する事業は、例えば、内容が変更になったり、事業自体が廃止になるなど、プラン策定時から年々その状況が変わっていくこともあり、現時点で全ての事業を特定せず、柔軟に進捗管理ができるようにするために、本日の資料1、資料2のように、毎年の年次報告では具体的な事業の進捗についても掲載はしていく予定です。

ページ飛びまして、45ページです。45ページでは、計画の推進にあたっての管理手法、推進体制を示しています。

46ページ以降に参考資料として、審議の経過、本審議会の委員名簿、そして、12月中旬より実施予定のパブリックコメントの結果、用語解説、関連条例や法律などを参考資料として掲載いたします。

案件3の説明は以上でございますが、この後のスケジュールを申し上げますと、この後、計画の案を11月の庁議に諮りまして、12月中旬から1月中旬にかけて、パブリックコメントを行う予定でございます。よろしく願いいたします。

以上です。

○養父会長 ありがとうございました。質問とか御意見とかありましたら、発言お願いします。

桜井委員。

○桜井委員 ありがとうございました。

ここの目標のところは、令和8年のひとつというところで、そこで、見直しとかも含めてということですね。その前のところのちょっと僕が把握できてないのですが、20ページのところの目標は令和3年になって、その次は21ページのところで目標というのは令和4年のほうで掲げられているのですが、ちょっとここの整合性が分からなかったの。

○榎原職員 すみません、今は第4期のプランとDVの計画と両方ありまして、ちょっと計画期間に1年ずれがありまして、第4期のプランが令和3年度までの計画期間となっていて、DVの計画が令和4年度までの計画期間になっているのですが、そこでちょっと1年のずれがあるというところで、今回、先に第4期のプランが計画期間満了となるタイミングで、DV計画は1年前倒しになるのですが、統合するという形になります。

○桜井委員 ありがとうございます。

もう一つだけ、SDGsは2030年をめどにということになっていると思うのですが、そこでの整合性はあまり、かえって意識はする必要もないんですよね。あくまで、その視点を入れたということで。

○榎原職員 そうですね、今、堺市としても全市を挙げてSDGsの達成に向けて、いろいろ施策を進めているところですので、もちろんこのプランも例に漏れずにSDGsの視点をふまえて施策のほうを推進していくというところで、こういう形で言及させていただいてます。

○桜井委員 はい、ありがとうございます。

○養父会長　　ほかに何か。中田委員。

○中田委員　　ページで見ますと33ページになります。基本方針3　すべての人にとっての安心な暮らしのところなんですけれども、国の第5次の男女共同参画基本計画の第6分野なんです、その男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備という項目がございます。その箇所、ちょっと長いですけど読ませていただくと、これは、このページの5行目、「すべての人が安心して暮らせる社会の実現にむけて、貧困などの生活上の困難を抱えている方」から、最後の「すべての人が生活上の困難な状況から脱し、安全・安心な環境で暮らしていけるための取組を推進します」というところの文章と、今からちょっと読ませていただきます国の文章のほうが私的的確ではないかなと思っているのですが、「性的指向・性自認（性同一性）に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題（部落差別）に関すること等を理由とした社会的困難を抱えている場合」堺市の場合は、「貧困などの生活上の困難」という規定になっているのですが、社会的困難を抱えているというほうが、もっと大きな範囲で人権侵害をされていることも対象になると思うので、そっちのほうが的確ではないかと思っているんですね。私、個人の意見ですが。「固定的な性別役割の分担意識や性差に関する偏見を背景に、さらに複合的な困難を抱えることがある。このため、上記のような様々な属性の人々についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要である。多様な属性の人々の人権が尊重される社会をつくることは、それ自体が極めて重要なことであり、その結果として女性が複合的な困難を抱えるリスクが減ることにつながる。このため、男女共同参画の視点に立ち、多様な困難を抱える全ての女性等に対するきめ細やかな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める」という規定になっているんですね。堺市の場合、先ほど申し上げましたとおり、「貧困などの生活上の困難」という言い方になっているんですが、堺市には私も含めてなんです、部落出身の方もいらっしゃるし、アイヌの方もいらっしゃると思います。いろんな多様な属性を持った方が住んでおられると思うんですね。そういう人たちを含めて対象とする場合は、貧困などという限定的にするのではなく人権侵害ですね。ちょっとこの前、御存じある方、ない方、いらっしゃるかもわからないのですが、9月27日に鳥取ループという団体が部落を名指ししてSNS上に挙げる。それもホームページ上というのなかなか消せないんですね、今の法律ではね。法務省に訴えてもなかなかできない。そういった実情がありまして、裁判に訴えたところ、やっぱ

り有罪判決になっているんですね。そういう現状もふまえると、これから先ほど、子どもたちへのSNSのいじめの問題もありましたけれども、社会全体にこういったいろんな属性を持っている人に対する偏見であるとか差別だとか、蔓延している状況の中で、貧困ということだけに限定するのはちょっとやっぱりいかなものなのかなと私は思います。なので、ここは社会的困難を抱えるという意味で、先ほど申しあげました「性的指向・性自認（性同一性）に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、またアイヌの人々であること、同和問題（部落差別）に関することなどを理由とした社会的困難を抱えている場合」というような規定のほうが、明確で分かりやすいのではないかというふうに思います。

これに関連しまして、37ページ、ほかもあるかも分からないんですけども、（4）年齢や性別、障害の有無、国籍、文化等の違いなど多様性の尊重と理解の促進・支援、ここでは障害のある方、それから、在住外国人の方、それから、性的マイノリティの方に限定されているんですけど、そのほかにもいろんな社会的困難を抱える方がいるんですよ。そういう人々への相談・支援体制をつくると。やっぱり、バックグラウンドを理解しないと、ちゃんとした相談には乗れないと思うんですね。誤ったら、そこでまた二次被害を起こしてしまう。そういったことが起こると思いますので、そういうこともきっちり明確に明記していただけないかなと思います。

以上です。

○藤井課長　ありがとうございます。今、おっしゃられてました国の5次計画、こちらのほう当然我々も意識しながらプランの策定になっておりますので、ちょっとおっしゃられたことも参考にして、検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

以上です。

○養父会長　ほかに、何か。

私も1点。計画策定の背景のところ、国際社会の動きというところで、いろいろ世界的な動きとかを書いておられるんですけども、5ページですかね。その一番下のパラグラフのところ、ジェンダー不平等指数（G I I）というんですかね、これは私があまり耳慣れないというか、最初に読んだときはその後のジェンダーギャップ指数のことかと思って読んでいたら、その後ろにジェンダーギャップ指数が出てきてて、あれ、違うんやと思って、似たような名前でも何か違うのが出てきてて、これどういうものなのか、私も不

勉強でよく知らないのと、それと、似たような指数で書いてあって、国際的な日本の順位というのが、片一方はそこそこ162か国中の24位で、片一方は156か国中の120位で、片一方は結構いい線いってて、片一方は何かすごい下のほうという感じで、似たような指数で全然日本の状況に対する評価というのが真逆の評価が出てて、ちょっと混乱するかなというふうに思ったので、その辺のところのこのジェンダー不平等指数とは何ぞやというところと、それと、何でこんな違いが出てきているのかというか、その辺のところとか御存じでしたら御説明いただければというふうに思います。

○藤井課長　すみません、ありがとうございます。一般的によく耳にするのは、ジェンダーギャップ指数というのは、皆さんよく耳にしたことがあると思います。現プランにもジェンダーギャップ指数のことはうたわれておりまして、まずジェンダーギャップ指数というのは、政治、経済、教育、健康、4つの分野からなっております。日本におきましては、特に政治と経済、政治分野では、国会議員の数が少ない、経済分野でいうと、経営者や管理職で女性が少ないというところで、日本での評価は非常に低い順位になっています。よくこれはメディアでも報道されていると思うのですが、120位という先進国では最下位で、世界的に見ても非常に低い状況であるというふうに言われております。このジェンダーギャップ指数というのは、男女間格差を客観的に、相対的に表す指数でありまして、特に国によって、その国力によって差が出るものではなく、純粹に男女差によって格差が出てくると、それが順位に表れるものだというのがジェンダーギャップ指数です。

それで今、会長がおっしゃいましたジェンダー不平等指数なんですが、こちらは、保健分野とエンパワーメント分野と、それから、労働市場分野の3分野からなっている指標となっておりまして、正直言いますと男女間格差だけではなくて、指標自体の水準が、例えば、中等教育の基準で言うと日本は進学率が非常に高いと、それは、男女差だけではなくて進学率が高いということだけで順位が上がる。あと、就業率なんかも、男女差ではなくて就業率が高いということだけで順位が上がるということで、どちらかというところ、このジェンダー不平等指数というのは先進国が有利になるような指標だと言われております。ジェンダーギャップ指数に比べると、日本が比較的高い順位。ここの5ページに表してありますように162か国中、24位となっているというものが、ここに載せさせていただいております。ジェンダーギャップ指数と並んで、一応これは認められているかどうか分からないのですが、こういう指数もあるということで、一応載せさせていただいているというような形になっております。

以上でございます。

○養父会長　ただ何か、こういうふうに並列的に載せられると、何かちょっとすごい違和感というか。このプランを策定する目的自体は、男女格差をなくしていこうということが目標だと思うので、そういう意味で言えば、全体的な底上げというのかな。進学率とかは教育を受けている率で言えば、日本は世界的に見たら、多分、上のほうにあると思うけれども、男女差で言えば、大学進学率とか大学院進学ですとかっていうと、やっぱり男女差が出てきてしまうと思うので、このプランでめざさなきゃいけないのは、全体の男女含めた底上げも必要だし、そのためには男女共同参画を進めることが全体の底上げにも結びつくという意味で言えば、それはやっていかなあかんということになるけれども、そもそもこのプランがめざすのは、男女の格差をなるべくなくしていくというところだと思うので、そこで、こういう二つの指数を並べられると、ちょっと違和感があるというか、思うんですけれども、どうなんでしょうかね。

○藤井課長　そうですね、おっしゃられていますように、当然、一般的な課題、世界的な課題でいうと、ジェンダーギャップ指数というのが本来前面に出るものだと思います。今、ちょっと御指摘がありましたように、ちょっと書き方を工夫する必要があるかなというように思います。ありがとうございます。

○養父会長　はい、お願いします。

ほかに御意見とか、御質問とか。

はい、加藤委員お願いします。

○加藤委員　あんまりしっかりまとまっているわけじゃないので、うまく伝えられるかどうか分からないのですけれども、さっき中田委員がおっしゃったのは、あれはすごく賛成です。ヘイトスピーチをどうするか、堺の場合は難波でやっていることが多くて、堺まで南下して来ないんですけど、結構ひどいのを昔のロケット広場でやられていて、これを見ると、啓発と相談とか、啓発でいいのかなという気もするんですけど、それと、どうしたらいいのかよく分からないんですけど、私たちね、家族破壊をもくろむテロリストだっって言われてるんです。やっぱり、理由ない防止法が攻撃をされてますし、すごく。それに対してどうしたらいいのか、よく分からないのですけれども、例えば、DV被害者の権利を擁護するようなこととか、あるいは、ヘイトスピーチみたいなものは許さないみたいなところがどっかに入っていないと、そういう人たちがズルズルやられてしまいそうな気がして、ただそれは、どこに入れたらいいのか分からないという感じです。ただ、人

権の問題ですから、どこかで明確にそういうものは許さないということをどこかに入れたいという感じがして、さっき、男女平等条例のところなんかも見たりしてたんですけど、ヘイトの対象が変わってきているので、それにどう対応したらいいのか分からないんですけど、人権においては譲らないんだみたいなことがどこかに入らないかなということを考えていて、まとまっていませんが、今、ぐずぐず考えているところをお伝えしました。

以上です。

○藤井課長　人権部のほうで、ヘイトスピーチに関して、多分、何かしらの施策があると思うので、そこは確認させていただきます。

○加藤委員　ヘイトスピーチで、その国籍とかそういうだけではなくて、この頃ちょっと取り上げられたフェミサイドですね。女性を対象とした誹謗中傷でひどいのがありまして、それも、どういうふうにしたらいいのかよう分からんけれども、何か許しませんということをどこかに書いてもらうとうれしいかなとか、それは難しいのかもしれないけど、ぐずぐずそんなことを考えております。

○養父会長　そうですね、女性が活躍していける、まさに男女共同参画という社会をめざすということになると思うんですけども、活躍している女性だとか、目立った発言をしている女性に対する何というのか、バッシングというのかな、特にSNSとかも含めてというのはいろいろ報道とかでもされているし、やっぱり最近の傾向として、そういうのがあるのかなというふうに私も危惧してまして、そういうのっていうのは、男女共同参画、女性の社会的いろんな活躍というのを阻害する重要な要因になってると思うので、それに対する取組というのは必要なんじゃないかなというふうに私も思います。じゃ、それが、このプランの中でどういうふうに組み込んでいくのがいいのかというのは、私もすぐに思い浮かばないんですけども、すごくいい視点を御指摘していただいたなというふうに思っています。

今のことに関連するのかもしれないし、今のこの指標のところも見させてもらっていても、なかなか意識を変えていくのって難しいんだなというので、平成20年とか、以前に比べたら徐々に少しずつはよくなっているのかもしれないけれども、でもやっぱり、本来は100%とか、90%とかになって、当たり前じゃないかとか、今回の目標値でも100%とか90%とかというような目標が上げられているところでも、なかなか意識を変えていくというのが難しいんだなというか、なかなか遅々として進まないものなんだなということだと思います。DVのところで言うと、さすがに殴る蹴るのDVは、暴力はあかんやろとい

うのは、多分、男性も含めて意識が変わってきているんだろうと思いますけれども、モラハラっぽいやつですね。差し替えになっていたさっきの資料でもそうです。これの21ページとかなんか、例えばモラハラですよ、この何を言っても長時間無視し続けるとか、あるいは、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視するとかという、まさにモラハラ的なものについて、これが問題だと言う人は、長時間無視し続けるのほうは、少し減っている。監視のほうは若干は増えてますけれども、なかなか難しいんだなというか、モラハラっぽい、心理的DVとかと言われているものだとか、そういうものについての意識というのはまだまだなんやなというのを見て思いました。

そういった意識を変えていくというのは、本当に難しいというか。どうやっていったらいいのかなというのは、なかなか難しいというか。講演会とかをやったところでも、肝心な人は来ないだろうしということなんで、その辺で言うと、やっぱり子どもの頃からというか、学校とか、教育の現場で、子どもの頃からこういうことはやってはいけないとか、それから、こういうことは女性差別というかな。男女共同参画というのに反するんだというようなこととかを子どもの頃から学校現場なんかできっちりと伝えていくというのが、結局は確実であるんじゃないかなというふうに思ったりもします。なので、いろいろ工夫をしていただいて、意識をどうやって変えていくかということをお調べいただければなというふうに思います。

○藤井課長　ありがとうございます。我々も啓発の方法とか、啓発の対象というのは、ちょっと改めて考えていかないといけないのかなというふうに思っております。新しくプランが出来上がることを機に、その辺も見直していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○養父会長　ほか、御意見。

はい、中田委員お願いします。

○中田委員　31ページのところなんですけど、確認ということになるのかもしれないんですけど、ちょっと教えてください。

今も養父会長からお話がありました意識改革のところ、子どもの頃からのジェンダー平等教育の推進というところなんですけど、ここでは、小・中学校におけるジェンダー平等教育の推進と書かれていますね。2番目に男女共同参画に関連する教職員の研修の充実とあるんですけど、ここは、保育士への研修の保障というのは、どういうふうになっているんでしょうか。3番目の認定こども園のところにはあるんですけど、これは教育だとか、保

育計画とか、指導計画のことには触れられているんですが、保育士さん、正規の保育士さんではなく、契約の保育士さんだとか、アルバイトさんとかいらっしゃいますが、全ての保育士さんへの研修というのは、今現状、なされているのでしょうか。そういうところも教えてください。

○藤井課長　すみません、保育士さんへの研修というのは、もちろんしていると思うんですが、ちょっとどの程度、どのくらいの時間をかけて、どういった内容で、どの程度しているかというのは、申し訳ございません。担当している者が、今、この場にいませんので、ちょっと分からないので、それは御確認させていただきたいと思うのですが、当然、研修というのは全ての教職員、保育士さんも合わせてやっているはずだと思いますので、そこは御理解いただけたらなと思います。

　　以上です。

○中田委員　　そうだといいんですけれども、やっぱり小さな頃からメディアですごく、女の子はきれいに着飾っている。もう保育園の頃からメイクのおもちゃがあるぐらいだからね、やっぱりそこら辺が保育園では保育計画だとか、指導なんかはジェンダー平等の視点でばっちりやられていたとしても、おうちに帰ったらメイクのおもちゃで遊んでいるとかね。大人が言ってることと、実際の日常生活の中の乖離というか、そこはやっぱり、女の子はかわいく、男の子はたくましくという考え方を小さいときから知らず知らずのうちに入れられているからね。大きくなると、いきなりモラハラはあかんとか言われたって、理解に苦しむところが多分きっと子どもたちにはあると思うんです。保育士さん自身も女の子は、かわいくねとかという、そういう意識を持っておられないとは思いますがそれでもそれは、男女平等の観点から言うと、やっぱり違うんだよと、個々それぞれの子どもの多様性を認めるんだよというようなことも、きっちりと一人一人の保育士さんにやっぱり理解していただきたいなと思うので、ぜひ、今、そう思うとおっしゃったんですけれども、ぜひ確認いただいて、そこはやっていただけたらありがたいと思います。

○藤井課長　　ありがとうございます。担当部局には、必ず伝えたいと思っておりますのでありがとうございます。

○養父会長　　はい、木戸委員お願いします。

○木戸委員　　今の中田委員さんのお話の中で、やっぱり男女平等教育、ジェンダー教育等々、学校だけ、中学校だけというわけじゃなしに、やっぱり幼稚園から、せめて中学校卒業するまでの、その流れの中で継続的にしていかなあかんのかな。さっきおっしゃった

ように意識を子どもたちに育てていくというのは、知識はそりゃ教えたらずどもらは知っているよになるんやけど、そこを意識していくまでには時間がかかるというのかな。それは別に、男女共同の云々やなしに人間教育、例えば、人権課題であったり、障害者差別だったり、いろいろなところら辺でね、人権教育もこういうことになる中で、幼稚園、できたら保育園、幼・保・小、せめて中までというところら辺での継続的な取組が必要なんじゃないかな。そうなってくると、さっきおっしゃったように研修、保育士さん。そこに携わる指導者の研修、意識というのを大事に大事にしていかなあかんのかなと思います。その中で、今の目の前の子どもたちには、これが足らんねんな。中学校へ行ったら、中学校を卒業するまでにこういう姿を育てていかなあかんのやったら、今、何をせなあかんのかなという、ただ保育園に、今、何をせなあかんのかな。小学校でどうなんかなというところでの流れをつくっていくことも大事なかなと、それがやっぱり第5期さかい男女共同参画プランの実際これがプランなんで、それを実際進めていく中で、学校現場として教育現場としてはその辺が、これからどうしていくんかなというのは非常に大きな課題になっていくように思います。

さっきの私もよう分からへんのですが、SDGsというのは、誰もが取り残さない社会をめざしてというふうなことだったん違うんかな。そうなってくると、特に、最近しんどいものを抱えている、特に弱い立場の方、特に何かあれば弱い立場の者がそこにしわ寄せくるといところら辺もあるんで、特に、あれでしたらコロナのこの中で言うたら、子どもたちがやっぱりいろんな意味で大変、それはそれの中で懸命に頑張っているといところら辺も含めてね、そんなこともふまえたら、さっきおっしゃったように男女がやっぱり、男女じゃなしに自分らしさというのを大事にしながら、そういう社会があるということは考えれば、その中で学校教育の中で、その自分らしさって何だ、自分の持ち味といところら辺もふまえて、やっぱり自分理解なんかな。その辺の指導というのは大事じゃないかなというふうに思います。らしさというのはね、その人のよさだけじゃなしに、その人の辛さというのも見ながら、それも含めて、あっ、といところら辺での理解というのをその辺が人権教育の大事なところだと思いますので、そういうのをふまえてやっていかなあかんのかな。実際、このプランを策定されて、その中で動かしていかなあかんとなったときに、その辺がやっぱり僕は大事、特に教育現場では大事になるん違うかなというふうに思いますので、それもふまえて、実際、そのプランの実際動き出しときに現場としては大事にしていかなあかんのかなというふうに、今いろんな委員さんのお話を聞いて思いまし

た。ありがとうございます。

○太田学校教育課理事　　今、木戸委員さんからプランのお話があったのですが、本市の教育委員会では、本年度6月から、堺市人権教育推進方針というものを新たに施行いたしました。その中では、従来、男女平等教育という項目でお示しをしていた部分をジェンダー平等教育に名前も変更しましたし、木戸委員がおっしゃったように、全ての子どもが性別とは関わりなく、それぞれの個人として尊厳が重んじられて、十分な力を発揮できるように、ジェンダーの視点を重視した教育を推進するという方針を立てました。現在、先ほどから出ています人権教育の具体的な内容、それについてどんなことをやっていくかということをお示しする、教育委員会では青表紙と呼んでおります具体的な推進計画とか、あるいは指導案、それから、先生方を対象にする研修、そういったものもセットで考えているところです。それから、堺市の教育委員会が所管してますのは、市立の幼稚園から市立高等学校までになりますけれども、この推進方針なり、その具体的な推進案、推進計画なりについては、子ども青少年局とも連携をして、情報を流していく、あるいは、こういうふうな資料がありますよというようなことは提供していきたいと考えてございます。いずれにしても、子どもたちが自我や、他人との体の違いを考えて、性を意識する頃というのは非常に早くなっているという認識もございますので、今後も子ども青少年局との十分な連携を図ってまいりたい、それから、学校園の先生方に、一人一人これをお届けするように努めてまいります。

以上でございます。

○養父会長　　ありがとうございます。

はい。

○榎原職員　　すみません、さっきの中田委員の保育従事者の研修の件なんですけれども、一応、資料1の76ページなんですけれども、こちらの番号で言うと122番というのが、保育従事者対象とした研修をやってますという事業内容になっていますので、研修自体は実施していますということで補足させていただきます。

○中田委員　　それは、分かっているんですけども、ここには総数84人と書いているんですけど、この数字は、正規の職員さんだけであって、先ほど申し上げました契約職員さんが非常に多いんですよ。保育所、今。だから、そういう人たちにもちゃんと保障されているのかなというところを聞いたかったんです。

○榎原職員　　すみません、はい。

○中田委員 はい、すみません。

○養父会長 ありがとうございます。

基本目標、この基本計画、今回、記載されているのは、目標、基本計画、まさに基本というか基本方針ということで、これをどうやって事業に落とし込んでいくか、どういう事業をやっていくかということが結局は大事なんだと思うので。今回からは、事業自体はこのプランには盛り込まずに実施状況の進捗状況のほうで事業内容をきちんとお伝えして、それぞれの事業の進捗状況をちゃんとチェックしていくというふうにお聞きしていますので。その事業、どういう事業をやっていくかということがやっぱり大事になってくると思うので、本当やったら途中で変更とかは当然あると思うんですけども、もうプランの段階である程度事業も例年のようにのしていただいていたほうがむしろいいんじゃないかなとは思いますが。その辺のところは、はい、しっかり事業の計画を立てていただきたいということ。

ほかに御質問とか、御意見とか。

加藤委員。

○加藤委員 今頃思い出してあれですけど、12ページにデートDVの被害経験というのは平成28年より令和2年のほうが増えているんですね。これは、被害が増えているのではなくて、思い出している人が増えているんじゃないかなと思ったんですけども、ちょっと分からないんですけど、これを見ると増えてて、こんなに力を入れているのに増えているという感じなんですけれど、昔あったことを思い出しているということも回答は多いんじゃないかなというのは、相談現場でも、高校生のときの被害を30歳ぐらいになって思い出してとかいう相談というのが結構多いですね。なので、これはもしかしてそういうことかなと思うんですけど、多分、聞いている回答でイエス、ノーだから、そんな分からないとは思いますが、できれば、何らかの分析があるとうれしいかなと思いました。

以上です。

○山本課長補佐 こちらなんですけれども、去年の「市民意識・実態調査」でお聞きしているんですけども、こちらで、現在及び過去に交際相手から次のようなことをされたことがありますかというふうにお聞きしていますので、おっしゃったとおりの過去にされた経験があるとおっしゃっている方もお答えの対象に入っております。

○養父会長 はい、ありがとうございます。

時間も大分、押してきてますので、もしどうしてもというのがあれば聞きますが、もし

よければ次に進めたいと思います。いいですか。

それでしたら、先ほどの事務局の説明からありましたように、この計画案を庁議に諮って、それからパブリックコメントも実施した上でということで、その後、本審議会での計画案に係る審議を行って、なので、この計画案に関する審議はこれで一応打ち切らせていただきます。

それでは、後は報告事項ですかね。では、報告事項をお願いします。

○奥村副主査　それでは、報告事項を説明させていただきます。

条例に基づく苦情・相談処理制度の年次報告、令和2年度について御説明いたします。

資料4を御覧いただけますでしょうか。令和2年度における申出の処理状況ですけれども、前年度からの繰越、受付件数、処理終了件数、次年度への繰越、苦情・相談とも0件でした。

今年度は7月に開催しました、第1回男女平等相談員会議において、委員の皆様から前年度の所見に基づき、啓発リーフレット配架依頼を行い、堺労働基準監督署とハローワーク堺に配架いただくことができました。

相談から解決までの具体的な事例を盛り込むなど、制度の内容がイメージしやすいよう、啓発リーフレットの表紙デザイン、文言の改善を図りたい。また、さらなる配架場所の検討、SNSの市の広報アカウントの活用や、市の相談窓口との連携を行うなど、より適切に本制度につなげていただけるよう周知を継続されたいとの御意見を頂戴いたしました。

御意見を受けまして、今年度、啓発リーフレットを作成する際に、制度の内容がイメージしやすい表紙に変え、文言を検討します。また、この制度を市民に広く周知し、情報アクセスしやすいよう、市の広報アカウントよりSNSによる発信も積極的に行っていきたいと考えております。

さらに、リーフレットの庁内窓口部門への配架依頼を行い、研修会、会議などで周知するなど、継続して本制度の周知を図っていきます。

報告事項1について、以上でございます。

○養父会長　はい、ありがとうございます。

この件に関して、御質問、御意見とかございましたらお願いします。

私もこれは、委員を前にやっていたんですけど、その頃からもうずっと、毎年0が並んでいるというか。なので、どうしたら相談が増えるんだろうというか、委員のときも頭を悩ましていたんですけど、なかなかうまくいかない。逆に言えば、ここに行かなくても

ほかにもいろいろな窓口がある。相談窓口も充実しているので、ということの裏返しなのかもしれないですけども、でもせっかく、こういう制度があるのに活用されていないというのはもったいない話なので、また取組をしていただければと思います。

よろしいですか。そしたら、この報告案件に関しては、これで打ち切らせてもらって、それ以外で事務局のほうから何かありますでしょうか。

○藤井課長　今日は皆さん、いろんな御意見をいただきましてありがとうございます。何度か説明があったかと思うのですが、今後のスケジュールについて、改めて御説明いたします。資料1、資料2の報告案につきましては、本日いただきました御意見を元に修正させていただき内容につきましては、最終的に会長の一任とさせていただきます。その後、市民の皆様に公表いたします。

それから、資料3につきましても、本日いただきました御意見、並びに庁内における意見もふまえて、修正させていただき内容につきましては、最終的に会長の一任とさせていただきます。その後、計画案を11月の庁議に諮り、12月中旬から1月中旬にかけて、パブリックコメントを行う予定をしております。

次回の審議会は、2月の開催を予定しております。パブリックコメントの結果の御報告と、第5期さかい男女共同参画プランの最終案を提示させていただき、2月の審議会での議論をふまえたものを当審議会からの答申とさせていただき予定でございます。

事務局からは以上でございます。

○養父会長　委員の皆さんから、ほかにも何かございませんでしょうか。

ないようでしたら、司会のほうに戻させていただきます。

○榎原職員　では、以上をもちまして、令和3年度第2回堺市男女平等推進審議会第43回を終了いたします。

長時間にわたりまして、御審議と貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

—了—